

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年12月7日(木) 15時00分～15時55分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農用地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

報告事項 第1号 農地利用配分計画の利用権の解除について
報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項 第3号 農地法施行規則第29条第1号による農地転用の届出について
報告事項 第4号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和5年第12回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番北見委員、4番山川委員にお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から4について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は沼坊ヶ下727番1、登記地目、現況地目、共に畑で512㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内沼にお住いの72歳の方、譲受人は市内上真倉にお住いの47歳の方です。

事由としては、譲渡人は管理が大変なため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、空豆を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号2 所在地は塩見東浜264番2外1筆、登記地目、共に田、現況地目、共に畑で合計170㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内塩見にお住いの76歳の方、譲受人は市内塩見にお住いの77歳の方です。

事由としては、譲渡人は譲受人の要望によるため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営規模を拡大し

たいとのことでした。

整理番号3 所在地は 塩見 東浜 272 番、登記地目、現況地目、共に畑で 581 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、松戸市にお住いの 85 歳の方、譲受人は市内塩見にお住いの 77 歳の方です。

事由としては、譲渡人は譲受人の要望によるため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことでした。

整理番号4 所在地は 佐野 下白萩 2084 番 3、登記地目、現況地目、共に畑で 496 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内佐野にお住いの 67 歳の方、譲受人は市内佐野にお住いの 59 歳の方です。

事由としては、譲渡人は体調が悪く耕作できないため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことでした。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定に

よる許可後の計画変更申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

計画変更について、簡単に説明させていただきます。

計画変更とは過去に農地転用の許可を得た農地について、いろいろな事情により計画を履行できず、新たな事業を計画した場合に承認を得るものです。なお、事業者が変更となる場合は、農地法第5条の申請を併せて行う必要があります。

資料の2ページ、整理番号1、所在地は沼坊ヶ下707番1、登記地目、田、現況地目、畑で283㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は群馬県太田市の法人です。

転用の事由及び施設は、当初計画者においては、館山に転居する予定だったが、家庭状況により断念することとしたとのことです。承継者においては、代表取締役は、レーシングドライバーをしているが、精神的な重圧を和らげるため、申請地に車庫、倉庫を建設し、家族やチームの人たちと静養するための用地としたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年2月20日に工事着手し、令和6年9月10日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

整理番号1については、専用住宅から車庫・倉庫に計画変更するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3から4ページ、整理番号1から7について審議します。事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の3ページ、整理番号1につきましても、先ほどの議案第2号整理番号1と同一ですので、説明は省略させていただきます。

整理番号2、所在地は 宮城 寺下 158 番 6、登記地目、畑、現況地目、その他で 89 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内宮城の寺院です。

転用の事由及び施設は、現在参拝者等は境内に駐車しているが、彼岸や法事の時等に、不足しているため、申請地を駐車場としたいとのこと。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日以降に工事着手し、令和6年1月15日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3、所在地は 上野原 長田 155 番 1 外 2 筆、登記地目、共に田、現況地目、共に畑で合計 761 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内下真倉の法人です。

転用の事由及び施設は、生活圏内に商業施設や住宅が存在し、生活環境のよい申請地に住宅用地を提供するため、建築条件付き売買予定地を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年1月4日に工事着手し、令和6年12月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4、所在地は 坂田 丸越 512 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で 201 m²の賃貸借権設定の案件です。

申請人は市内犬石の法人です。

転用の事由及び施設は、申請地の北側でダイビングショップを営んでいるが、新たにランプシェードやハンガー等のものつくりを体験する工房と、アイスクリーム等を提供するスイーツ店舗を建設し事業を拡大したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年1月10日に工事着手し、令和6年6月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5、所在地は 坂足 清水 63 番 3 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 268 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都調布市にお住まいの 57 歳の方です。

転用の事由及び施設は、永住する予定で、申請地の隣地に住宅を建てたが、仕事の関係で居住することが困難となったので、貸別荘地として利用したく、申請地を駐車場、物置、バーベキュー用地に利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は集团的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として集落に接続して設置される住宅等は許可できることとなっており、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年1月15日に工事着手し、令和6年3月15日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

資料の4ページ、整理番号6、所在地は 佐野 下白萩 2084 番1、登記地目、現況地目、共に畑で 330 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内佐野にお住まいの 59 歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、居住している家屋が狭く建て替えを検討したが、土砂災害地域で危険なので、同じ地区内である申請地に専用住宅を建て、親と共に転居したいとのこと。

農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として集落に接続して設置される住宅等は許可できることとなっており、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年1月20日に工事着手し、令和6年7月20日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号7、所在地は 大網 大ミタ 410 番1、登記地目、現況地目、共に畑で 480 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内下真倉にお住まいの 28 歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、親子3人でアパートに住んでいるが、手狭になってきたので、持ち家に住みたく、申請地に専用住宅を建てたいとのこと。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後ただちに工事着手し、10ヶ月以内に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

全ての案件において、

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長	整理番号1については、車庫・倉庫を建設するための申請になります。 7番委員、ご意見等ございますか。
7番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号2については、駐車場3台を建設するための申請になります。 7番委員、ご意見等ございますか。
7番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号3については、建築条件付売買予定地を建設するための申請になります。 1番委員、ご意見等ございますか。
1番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号4については、店舗2棟を建設するための申請になります。 9番委員、ご意見等ございますか。
9番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 整理番号5については、駐車場3台、物置、バーベキュー用地を建設するための申請になります。

9番委員、ご意見等ございますか。

9番委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 整理番号6については、専用住宅を建設するための申請になります。

5番委員、ご意見等ございますか。

5番委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 整理番号7については、専用住宅を建設するための申請になります。

2番委員、ご意見等ございますか。

2番委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員 現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長 その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、整理番号1から7について一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を

求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。資料の5ページから11ページ、整理番号1から27について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、藪田辺1087番外2筆 地目は田で、合計面積4,617㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米139kg、10a当たり30kgです。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、藪田辺1083番外3筆 地目は田で、合計面積6,070㎡、賃貸借権の設定で、賃料は30,000円、10a当たり4,942円です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間で、上から3筆が再設定、一番下のみ新規設定です。

整理番号3 所在地は、亀ヶ原長生田128番外5筆 地目は田で、合計面積17,830㎡、賃貸借権の設定で、賃料は89,150円、10a当たり5,000円です。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方、借受者も亀ヶ原の方です。設定の期間は令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、西長田綿打川1番1外2筆 地目は田・畑で、合計面積1,073㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの1年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、南条簾786番 地目は田で、面積2,359㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は埼玉県新座市にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの1年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、西長田飛防1312番 地目は田で、面積609㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの1年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、東長田 和田 1278 番 地目は田で、面積 1,164 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 5,820 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は東長田にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月で、新規設定です。

整理番号8 所在地は、西長田 由義 1291 番 地目は田で、面積 960 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月で、新規設定です。

整理番号9 所在地は、西長田 楠木 1345 番 地目は田で、面積 1,219 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月で、新規設定です。

整理番号10 所在地は、正木 白沼 1042 番 地目は畑で、面積 1,777 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 53 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木の方、君津市の方の共有で、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月で、新規設定です。

整理番号11 所在地は、正木 白沼 1043 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,582 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 107 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月で、新規設定です。

整理番号12 所在地は、那古 塩田 1773 番 地目は田で、面積 2,997 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は市原市にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月で、新規設定です。

整理番号13 所在地は、上真倉 東小沼 2588 番 地目は田で、面積 518 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1,295 円、10a 当たり 2,500 円です。貸付者は館山にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年 3 ヶ月で、新規設定です。

整理番号14 所在地は、上真倉 東小沼 2590 番 地目は田で、面積

2,042 m²、賃貸借権の設定で、賃料は5,105円、10a当たり2,500円です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの1年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、下真倉 松之木 718 番 地目は田で、面積621 m²、賃貸借権の設定で、賃料は1,552円、10a当たり2,499円です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの1年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、下真倉 松之木 717 番 地目は田で、面積434 m²、賃貸借権の設定で、賃料は1,085円、10a当たり2,500円です。貸付者は下真倉にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの1年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号 17 所在地は、山萩 八反原 68 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積4,073 m²、賃貸借権の設定で、賃料は2,780円、10a当たり683円です。貸付者は山萩にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの1年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号 18 所在地は、西長田 楠木 1343 番 地目は田で、面積1,260 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は北条正木にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの1年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号 19 所在地は、東長田 作 1328 番 地目は田で、面積1,092 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 33 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は神奈川県横浜市にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの1年3ヶ月で、新規設定です。

整理番号 20 所在地は、坂井 小原 478 番 外 34 筆 地目は畑・田で、合計面積15,432.67 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は坂井の方、借受者も坂井の方です。貸付者から借受者に経営移譲するためのものです。設定の期間は令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号 21 所在地は、高井 須郷 1650 番 地目は畑で、面積1,990 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は高井にお住まいの方、借受者も

高井の方です。設定の期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 22 所在地は、菌 二又 1051 番 地目は田で、面積 3,005 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 15,025 円、10a 当たり 5,000 円です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者も竹原の方です。設定の期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 23 所在地は、北条 八反目 2737 番 地目は田で、面積 351 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 15 kg、10a 当たり 43 kg です。貸付者は八幡にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和12年5月31日までの6年5ヶ月で、再設定です。

整理番号 24 所在地は、北条 八反目 2739 番 地目は田で、面積 450 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 20 kg、10a 当たり 44 kg です。貸付者は八幡にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和12年5月31日までの6年5ヶ月で、再設定です。

整理番号 25 所在地は、北条 入生 36 番 地目は畑・田で、面積 1,104 m²のうち 944.50 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 30,000 円、10a 当たり 31,763 円です。貸付者は八幡にお住まいの方で、借受者は長須賀の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号 26 所在地は、正木 三貫目 1455 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,992 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方で、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの1年3ヶ月で、再設定です。

整理番号 27 こちらは農地中間管理事業による利用権設定です。出し手と、中間管理機構である公益社団法人 千葉県園芸協会、そして受け手の三者一括方式での設定となります。所在地は、亀ヶ原 若沼 213 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,183 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 95 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は船形にお住まいの方で、借受者は那古の方、設定の期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間です。

以上、合計 27 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法

律 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、議事日程第 5 議案第 5 号「館山市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を議題とします。

資料の 12 ページから 17 ページについて審議します。

事務局より説明をお願いします。

副主幹

これから、農用地利用最適化推進委員の候補者一覧表をお手元に配布します。

それでは、15 ページ推進委員の委嘱に関する規則第 9 条をご覧ください。推進委員の委嘱につきましては、審査委員会からの審査結果をもとに、総会の承認を得るものとなっています。

また、お手元の推進委員候補者一覧表をご覧ください。こちらの資料は、市 HP に最終公表されている情報よりも多い個人情報が含まれていますので、審議の終了後に回収させていただきます。

11 月 27 日に審査委員会を開催し、候補者の適正な審査を行ったところ、この候補者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意及び見識を有する者かつ職務を適切に行う者に適正であると、全会一致で判断しましたことを、報告させていただきます。

つきましては、この候補者を農地利用最適化推進委員として委嘱することの承認について、ご審議下さいますようお願い致します。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等ないようですので、事務局説明のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、「承認」と決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農地利用配分計画の利用権の解除について」を報告します。

資料の18ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

まず、「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業」による三者での利用権設定において、実際の耕作者となる受け手を定めた計画のことです。

「利用権解除」は、出し手と中間管理機構の設定はそのまま、受け手のみ解約するものです。

整理番号1 所在地は、広瀬 西添 1441 番 地目は田で、面積1,714㎡について、合意解約が成立、解約理由は、所有者が農地を売却するためです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の19ページから21ページ、整理番号1から17について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

はじめに、資料の訂正をさせていただきます。資料の21ページ、整理番号13が重複していますので、申し訳ありませんが、正木 白沼 1042の方を整理番号14に、続いてそれ以降も14、15、16、17と訂正いただきますようお願いいたします。

では、説明に入らせていただきます。

整理番号1 所在地は、小原 梅田 934 番 地目は田で、面積1,437㎡について、合意解約が成立、解約理由は、借受者が足が悪く、耕作困難なためです。

整理番号2 所在地は、正木 新田 4512 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積5,081㎡について、合意解約が成立、解約理由は、借受者が高齢になってきたことと、コメの栽培品種に所有者の同意が得られなかったためです。

整理番号3 所在地は、広瀬 西添 1441 番 地目は田で、面積 1,714 m²について、合意解約が成立、解約理由は、所有者が農地を売却するためです。

整理番号4 所在地は、亀ヶ原 昭和 696 番 1 地目は田で、面積 1,005 m²について、合意解約が成立、解約理由は、圃場が遠いためです。

整理番号5 所在地は、東長田 作 1328 番 地目は田で、面積 1,092 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号6 所在地は、山萩 八反原 68 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 4,073 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号7 所在地は、上真倉 東小沼 2588 番 地目は田で、面積 518 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号8 所在地は、那古 塩田 1773 番 地目は田で、面積 2,997 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号9 所在地は、西長田 由義 1291 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,179 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号10 所在地は、西長田 楠木 1343 番 地目は田で、面積 1,260 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号11 所在地は、東長田 和田 1278 番 地目は田で、面積 1,164 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号12 所在地は、上真倉 東小沼 2590 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,663 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号13 所在地は、正木 白沼 1043 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,582 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の

法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号 14 所在地は、正木 白沼 1042 番 地目は畑で、面積 1,777 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号 15 所在地は、下真倉 松之木 717 番 地目は田で、面積 434 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号 16 所在地は、東長田 京坪 1259 番 地目は田で、面積 2,124 m²について、合意解約が成立、解約理由は、受け手の法人の新体制移行に伴うものです。

整理番号 17 所在地は、山萩 八反原 75 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 2,751 m²について、合意解約が成立、解約理由は、借受者の体調悪化により耕作不可能となったためです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号、「農地法施行規則第 29 条第 1 号による農地転用の届出について」を報告します。

資料の 22 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

農地法施行規則第 29 条第 1 号による農地転用の届出とは、本来、農地を農地以外に使用する場合は、農地法第 4 条又は第 5 条の許可、いわゆる転用許可が必要ですが、2 アール未満の農業用施設を自己所有農地に設置する場合は、例外として届出でよいこととなっています。

資料の 22 ページ、整理番号 1 所在地は 川名 頼朝免 774 番、登記地目、現況地目、共に畑で申出面積は 3117 m²の内 199.86 m²です。

届出者は東京都杉並区にお住まいの方です。

申出理由は、申し出者はこれらの農地でブドウの栽培をしていますが、申出地内に 農産物加工場、木造平屋 127.52 m²を建設するとのことです。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第4号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の23ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の23ページ、整理番号1 所在地は 正木 大芝 898 番、登記地目、現況地目、共に田で面積は 3000 m²です。

申出者は市内正木にお住まいの方です。

申出理由は、貸していても割に合わないとのこと。

説明は以上です。

議長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名をお願いすることになっておりますので、整理番号1については那古地区ですので、石井俊之推進委員と渡邊推進委員をお願いします。

何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第4号の報告を終わります。

以上で、第12回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。皆様、ご苦労様でした。

閉会

15時55分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉田恒雄

館山市農業委員会委員

北見昌夫

館山市農業委員会委員

山川みき子